

令和元年(ネ)第4562号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 渡部 薫

被控訴人 中央区

上 申 書

令和2年12月12日

東京高等裁判所第8民事部E係 御中

控訴人 渡部薫

改めて本件住宅宿泊事業届出にあたり被控訴人、中央区の公務員が全体の奉仕者として恥ずべき不当な扱いをしたのかを主張したい。

住宅宿泊事業法は2018年6月15日に施行されたものであるが、その住宅宿泊事業届出にあたり、中央区は以下の点で届出者を愚弄し、騙し、届出制を蔑ろにした。

- ・ 届出者の法令に対する無知を利用し、届出の到達主義を否定し、受理という行政手続きの便宜上の手段を事実行為の手続きプロセスに組み入れ届出制を許認可制のように扱ったこと
- ・ 加えて受理という都合のいい言葉を使った行政行為を入れて法令ではなく被控訴人が自ら定めた要件を満たした場合に届出を受理するとして都合よく法を解釈したこと
- ・ 届出は、当該機関に届出が到達したらその届出の義務を完了し、法令の定める形式上の要件を満たすことによって法の保護を受けられるものであるが、被控訴人は法令に定められていない要件を届出者に課し、届出の事実行為を妨害し、決して達成できない要件を設定することで届出を放置し、実質的に届出を永久に放置する手法を取ったこと
- ・ 決して届出を却下せず、そのまま放置することで届出者の権利を著しく侵害し、届出行為を諦めさせ自らの公権力を不当に行使したこと

など、届出が到達主義で、法令の定める形式上の要件満たす場合と定義されているにも関わらず、被控訴人は多数の法令にない形式上の要件を届出者に課し、それは修正も補正もできないもので届出は受理しないと通知しておきながら却下もせず、放置した。

このように届出者をどうしようもない無力な状態に陥れて、被控訴人はそれでも行政手続きに不正はなく適正な届出手続きであると主張し、6人もの弁護士を雇い、その不当な公権力行使の正当性を主張するのである。

こうした卑怯で不当な行為は、だれかが司法の力で制止しなければならず、不良公務員に真の全体の奉仕者である意義を知らしめるべきである。

この訴訟で問われているのは、届出の有効性の有無ではなく、届出は届出として行政手続き

上の適正かつ正当な手順で進めるべきものであり、事実行為は事実行為として完了させることであり、また国民の無知につけ込む不当な手続きを平然と行う公務員にその責任を取らせることである。裁判長は、事実この被控訴人が何をやったのかという事実のみに目を向けて司法判断を下していただきたい。

すでに一審とこれまでの準備書面にて双方の言い分は言い尽くされていると思うが、一審のときから被控訴人がその認否を明らかにしていないことが多いため、控訴人は、被控訴人に対していくつかの求釈明申立てするものであり、これから求釈明により被控訴人が届出制をどう理解し、控訴人の届出がどのように扱われているのかが明らかになる。

またすでに控訴人代理人より準備書面1～3で抗弁しているものであるが、控訴人が提出した高等裁判所控訴審における質問に対する回答も上申書として再提出する。

■届出の状態の確認

(2018/6/15,7/15,8/15,9/15 -2020/11/30現在)

- 【101】 2018/5/6 渡部薫名義で届出→5/8收受 →届出の義務と事実行為は完了（取下げの強要）
- 【201】 2018/5/6 渡部薫名義で届出→5/8收受 →届出の義務と事実行為は完了
- 【202】 2018/5/6 渡部薫名義で届出→5/8收受 →届出の義務と事実行為は完了（取下げの強要）
- 【203】 2018/5/6 渡部薫名義で届出→5/8收受 →届出の義務と事実行為は完了（取下げの強要）
- 【301】 2018/5/6 渡部薫名義で届出→5/8收受 →届出の義務と事実行為は完了（取下げの強要）
- 【302】 2018/5/6 渡部薫名義で届出→5/8收受 →届出の義務と事実行為は完了（取下げの強要）
- 【401】 2018/5/6 渡部薫名義で届出→5/8收受 →届出の義務と事実行為は完了（取下げの強要）
- 【402】 2018/5/6 渡部薫名義で届出→5/8收受 →届出の義務と事実行為は完了

上述の通り、控訴人が届出した届出は2018年6月15日には届出の義務と事実行為は完了しており、被控訴人がその修正や補正を拒否した不作為行為であるため、法令の定める形式上の要件も満たしたとみなすべきであり、收受の時点で届出の効力は発生し、法によって届出人は住宅宿泊事業届出の権利の保護がされているものである。

6部屋分の届出の取り下げを被控訴人に強要されたものであって、取り下げは無効であり、8つの届出は今日現在も当該機関に保管・保持されていることから届出の効力になんら影響はない。加えて被控訴人は、適正な行政手続きを経ず、届出を不法に廃止しており、同一建物同一住所、同一住宅にて二重の届出を生み出したことになり、被控訴人自らが婚姻届で言う重婚状態を作り出しており、これも不作為行為にあたることも思慮されたい。

以上

令和元年(ネ)第4562号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 渡部 薫

被控訴人 中央区

中間判決申立書

令和2年12月12日

東京高等裁判所第8民事部E係 御中

控訴人 渡部薫

上記当事者間の令和元年(ネ)第4562号 国家賠償請求控訴事件について原告は原審から2年以上（控訴審も1年近く）経過することから、下記のとおり中間判決の申立をする。

請求の趣旨

1. 控訴人の住宅宿泊事業届出の原届出（8通）の義務の完了の確認
2. 被控訴人の届出が2018年5月8日に収受され、今日現在も控訴人の届出を当該機関に到達した状態で保持しており、届出を収受してから2年6ヶ月以上経過していることや届出を修正できないものとしておきながら、届出が依然却下されていないこと、届出を不当に放置したことによる被控訴人の不作為行為の確認
3. 届出は事実行為であって、受理という概念はなく行政行為でないことの確認
4. 控訴人の住宅宿泊事業届出の原届出（8通）の届出番号と標識の交付の義務付け命令
5. 控訴人が提出した住宅宿泊事業届出の取り下げの無効の確認
6. 被控訴人が控訴人に対して義務のない行為を強制させたことの職権濫用罪の不法行為の確認

請求の原因（理由）

本件訴訟においては初心に戻り、根本的な原因から再度被控訴人の不当・不法・不正行為を追求する。

1. 控訴人の住宅宿泊事業届出の原届出（8通）は2018年5月8日に間違いなく当該機関である中央区福祉保健部生活衛生課生活衛生係に到達しており、その届出の義務を果たしたことは明白であるから、**行政手続法第37条届出に基づき、その確認を求め**る。
2. 前項1の通り、届出が2018年5届出に収受されたものであるならば、事実行為としての届出の義務は完了しており、法令の定める形式上の要件を満たす書面の提出等の補正手続きを残すのみであるが、被控訴人は、法令の定める形式上の要件ではなく、被控訴人独自の基準の条件を設け、それ自体が補正も修正もできないものだと通知しておきながら、今日に至るまで届出を却下しておらず、すなわち届出が法令に反していないことを被控訴人自らが認めているものであって、であるならば2年6ヶ月間もの間控訴人の届出を放置しているのであって、これは届出の事実行為の義務が完了し、届出の法的

な効力が生じているものとみなすべきであり、すなわち被控訴人が不当に届出を妨害した行為の証明に他ならず、**地方公務員法第32条に基づき、被控訴人の不作為行為の確認を求める。**

3. 行政手続法第37条届出は、届出制であって、かつ届出は到達主義であって、届出は通知行為であり、その事実行為であって、行政手続き上、受理という概念はなく行政行為でない。被控訴人は行政庁内での便宜上の定義である受理という言葉を巧みに使い、控訴人に対して届出があたかも事実行為ではなく行政行為であるかのような許認可の手続き手法を取り入れており、本訴訟の判決により、届出には一切の行政行為はなく、行政庁が一切口を挟むことのできない完全な事実行為であることを証明する必要がある。届出はその適格者によって適正な届出が届き、書面がどうであれば告知行為である以上、その告知事実を知った瞬間、收受となり届出の義務が完了することを明らかにしなければならない。その上で、法令の定める形式上の要件の書面を確認すべきであり、届出の義務が完了していないという状態で法令の定める形式上の要件確認する手順ではない。届出の義務が完了した後で、法令の定める形式上の要件を満たしていないことが明らかになれば、その届出は法令に反していることになり、行政庁は事実行為を却下できるのであって、事実行為を却下せず、届出のまま放置することは許されない。故に、**行政手続法第37条届出に基づき、届出は事実行為であり、受理という行政行為は存在しないとその確認を求める。**
4. 前項で証明されている通り、控訴人の届出の事実行為の義務は完了しており、法令の定める形式上の要件は修正し、補正して満たすことができることも証明済みであるため、原届出は被控訴人の不作為行為で妨害されたものに過ぎず、また今日も当該機関に保管されていることを鑑みれば、届出の義務は完了し、届出番号と標識が交付されるべきである。その上で、当事者間の住宅宿泊事業が実態として運営しているものなのか実態として運営できていないものであるか判断し、被控訴人は然るべき法の適正な手順で業務改善命令や業務停止命令、みなし廃止手続きができるものであって、控訴人に義務のない届出の取り下げを強要できるものではなかったことは明白であるから、**住宅宿泊事業法施行規則第4条第7項に基づき、届出番号と標識の交付の義務付けとその命令を求め**る。
5. 前項の通りであるから、控訴人が提出した6通の取り下げ書はその法的根拠も義務もなかったことは明らかであり、被控訴人の虚偽の指示であり、取り下げの義務のない行政手続法第37条届出と公務員が義務のないことを強要し実行せしめたため**刑法139条に基づき、職権濫用罪に相当するものと思慮することから、取り下げの無効の確認を求め**る。
6. 前項の通り、控訴人の届出はその届出の義務が完了していることは收受していることから明白であって、また法令の定める形式上の要件は修正・補正可能であった。法令に不適合であれば却下できたものであり、したがって控訴人自らが届出を取り下げる必要性や義務などなく、被控訴人が執拗に届出を取り下げさせようとしたのは、義務のないことを強要し、それを実行せし、控訴人の権利を侵害し、損害を与えたのは明白であるから被控訴人の行為は、**刑法139条に基づき、職権濫用行為の不作為犯罪行為であることの確認を求め**る。

故に、請求の原因1～6で明らかな通り、本件訴訟の原因はすべて被控訴人が届出を許認可制として扱い、事実行為を認めず行政行為とし、受理という届出にない概念を持ち出し、その届出の到達主義を否定し、当該機関で収受しているにも関わらず届出の義務の完了を妨害したものであって、かつ法令の定める形式上の要件を捻じ曲げ、修正・補正ができないと虚偽の発言と行政手続き行為をせしめ、法令に反するなら却下できる届出を法令違反がないためそれができず、代わりに届出者の法と行政手続きの無知につけ込み、取り下げ義務のない届出を執拗に取り下げよう強要し、遂にその行為を実行せしめたのだから、被控訴人の行為すべてが不当、不正、不法行為であり、不作為行為を逃れるものではない。

届出の地位を速やかに確認し、届出制における行政手続きにおいて行政庁の独断独裁的な不法行為を二度と起こさないため、届出手続きが到達主義に基づく事実行為であることをここに判決（判例）として残すべきである。

証拠方法

1. 書証

証拠説明書

各種甲証 多数

令和元年(ネ)第4562号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 渡部 薫

被控訴人 中央区

第4 準備書面

令和2年12月12日

東京高等裁判所第8民事部E係 御中

控訴人 渡部薫

控訴人は、前回口頭準備時に裁判所より宿題となった被控訴人の違法行為によって生じた損害に関して、以下のとおり、主張を補充する。

準備書面1～3を注意深く読んだが、特に補充するところはないが、**改めて住宅宿泊事業とはなにかという定義の下、その損害の算定は根拠を証明する。**

住宅宿泊事業法第一章 総則第二条二の3で定義されている通りであるが、**住宅宿泊事業とは、180日以内の旅業である。**

3 この法律において「住宅宿泊事業」とは、旅業法（昭和三十二年法律第百三十八号）第三条の二第一項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であつて、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が一年間で百八十日を超えないものをいう。

したがって住宅宿泊事業は旅業のことであり、ホテル・旅館等の許認可妨害やその他事件、災害、犯罪行為によってその営業が妨げられたときの損失と変わりなく、算定事例は過去にいくらでもあり、住宅宿泊事業において損害の算定が初めてであつてその根拠を見出すことができないということは住宅宿泊事業法第一章 総則第二条二の3の住宅宿泊事業の定義に反するものである。住宅宿泊事業は旅業であり、ホテル・旅館の営業損失と同じであることはこの法令が根拠であり証明である。

控訴人の住居は、年間180日間において旅業を営む事業権を保持しており、それを不当・不法に妨害されたのだから、ホテル・旅館と同じ旅業の損害から算定すればよい。

すでに控訴人がその損失の根拠としているものは同一建物で、年度が1年違うだけの同一期間であつて、これ以上正確に損失を算定できるものはないため、控訴人は、損失の算定額や根拠についてこれ以上の主張はしないこととする。裁判所は本根拠でも不十分だとするならば損害保険会社に依頼するか、周辺の同等レベルのホテル・旅館の損害や売上データを集めればよいだけであり、統計学的にその損失額は十分合理的な範囲で算定できるものである。

逸失利益に関して

届出制と許認可制の決定的な違いは、届出制は婚姻届等と同じく、権利者がその権利を放棄しない限り永久権利であり、被控訴人は控訴人からその権利を永久に奪ったのだから、婚姻届出言えば、妻になる立場の届出者が、稼ぐ夫の男性との婚姻を不当に妨害したものであって、その逸失損失は、事故や事件で夫を亡くした際の逸失利益の考え方と基本的に同じであるが、住宅宿泊事業の場合、届出者が死亡するまでその権利が保持されるとするならば、控訴人が届出した年齢46歳時から日本人男性平均寿命である81.41歳から35年間と算出できる。

交通事故死における就労者の事例から算定

住宅宿泊事業者の場合、売上収入から、事業経費割合を控除し、営業可能年数に対応する係数（ライフニッツ係数）を乗じて算定

（例）

届出時、年齢46歳、売上（年間180日換算）300万円

事業経費控除割合 20%

（計算式）稼働年数は、35年（46歳から81歳まで）

ライフニッツ係数：16.374

$$\begin{aligned} & 300\text{万円（売上収入）} \times 80\% \text{（事業経費割合を控除したもの）} \times \\ & 16.374 \text{（35年の場合の中間利息を控除するための係数）} \\ & = 4925\text{万円} \end{aligned}$$

8部屋合計では実に4億円相当に上る

被控訴人からすれば驚くべき金額であろうが、これが1部屋あたりの当然かつ合理的な損失額である。届出という国民の基本的権利を不当に侵害すればどれほど高く付くか身を持って思い知るべきである。

ただ本訴訟では、取り下げ自体も無効の確認を申立てしているが、取り下げるまでとしているため、判決内容によって今後追加で逸失利益の損害賠償請求するかどうか判断するものである。

被控訴人に対しては、届出制に対する多数の行政手続き行為において、その定義や認否を明らかにしていないことから求釈明申立てにて、それが不作為行為であるか適正な行為であったか明らかにさせていただきたい。

令和元年(ネ)第4562号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 渡部 薫

被控訴人 中央区

求釈明申立書

令和2年12月12日

東京高等裁判所第8民事部E係 御中

控訴人 渡部薫

頭書事件について、原告は、被控訴人に対し、次のとおり釈明を求める。

求釈明において認否をしないのであればその理由を明らかにされたい。

1 届出の收受

被控訴人は、控訴人の届出8通が2018年5月8日に当該機関に到達し、收受したことを認めるか、その認否を明らかにせよ。

2 当該機関

被控訴人は、住宅宿泊事業届出の当該機関であるか、その認否を明らかにせよ

3 届出の收受と届出の義務の完了

被控訴人は、控訴人の届出8通が2018年5月8日に当該機関に到達し、收受したことで控訴人の届出の義務が完了したことを認めるか、その認否を明らかにせよ。

4 到達主義

被控訴人は、我が国の届出制が到達主義であることを認めるか、その認否を明らかにせよ

5 法令の定める形式上の要件

被控訴人は、控訴人に対して通知した4つの拒否理由が法令の定める形式上の要件ではないことを認めるか、その認否を明らかにせよ。法令の定める要件だとするならば、その根拠の法令とその要件を定めた条項・条文を明らかにせよ。

6 届出の放置

被控訴人は、原告渡部薫の住宅宿泊事業届出が、当該機関に到達してから60日以上すなわち2018年7月10日以前に届出を却下しなかったことを認めるか、その認否を明らかにせよ。

7 補正も修正もできない

被控訴人は、原告渡部薫の住宅宿泊事業届出が、修正も補正もできない届出書であるとしたがそれを認めるか、その認否を明らかにせよ。

8 欠格条件

被控訴人は、届出者である控訴人が欠格者でないことを認めるか、その認否を明らかにせよ。欠格者ならどこが欠格しているのか明らかにせよ。

9 届出住宅

被控訴人は、届出した住宅が住宅宿泊事業法および届出の適格な住宅であることを認めるか、その認否を明らかにせよ。不適格ならその理由と法令の根拠を明らさせよ。

10 届出拒否理由

被控訴人は、原告渡部薫の住宅宿泊事業届出には、修正できない不可逆的な欠格があり修正できないとし、届出を拒否した理由は

- 1) 届出者とは関係ない所有者が民泊の広告を出して募集していたこと
- 2) 江東区在住で届出物件が中央区の住居で近接区であること
- 3) 同時に8通の届出を出したこと
- 4) 領収書が原告名義ではなく、法人名義であったこと

で間違いはないか、その認否を明らかにせよ。

11 法令の定める形式上の要件か否か

前項1から4は行政手続法第37条届出および住宅宿泊事業法の住宅宿泊事業届出における法令の定める形式上の要件であるとするか、その認否を明らかにせよ

12 届出の拒否行為

被控訴人は、我が国の届出制における届出の到達主義を否定し、被控訴人の判断で届出の到達を拒否できる公権力を保持していると認めるか、その認否を明らかにせよ。また届出を拒否したのか、却下したのか明らかにせよ。

13 届出は今日現在も被控訴人の下にあるか

被控訴人は、控訴人の原届出8通が当該機関に存在するか否かその認否を明らかにせよ。

14 取り下げの強要

被控訴人は、控訴人に対して原届出8通を取り下げるよう要求したことを認めるか、その認否を明らかにせよ。

15 取り下げは義務か

被控訴人は、控訴人が届出を取り下げる義務があったか、その認否を明らかにせよ。

16 修正も補正もできない

被控訴人は、控訴人の届出が修正も補正もできない届出でとして修正と補正を拒否したことを認めるか、その認否を明らかにせよ。拒否していないとするならば、拒否していないことがわかる根拠を明らかにせよ。

17 届出を却下したか

被控訴人は、控訴人の届出を却下したか、その認否を明らかにせよ。

18 届出制か許認可制か

被控訴人は、住宅宿泊事業届出が許認可制ではなく届出制であることを認めるか、その認否を明らかにせよ。

19 到達主義と事実行為

被控訴人は、住宅宿泊事業届出が届出制であり、届出は到達主義であって、事実行為であることを認めるか、その認否を明らかにせよ。

20：201号室の届出

被控訴人は、原告渡部薫の201号室の住宅宿泊事業届出は修正補正したのかどうかその認否を明らかにせよ。修正補正の届出でなければどんな届出なのか明らかにせよ。

21：102号室の届出

被控訴人は、控訴人とはまったく関係のない同一建物の102号室の届出の義務が完了し、届出番号と標識を交付したことを認めるか、その認否を明らかにせよ。

22：102号室の届出の違い

被控訴人は、102号室は何度か修正後に受理したという。控訴人の届出は修正・補正を拒否したが、その違いを明らかにせよ。できない場合は、その理由を明らかにせよ。

23 再届出の結果

被控訴人は、控訴人が6部屋の届出を（強制的に）取り下げられ、再度（いくつかの部屋は名義が変わって）届出したが、その6部屋とも届出を受理（被控訴人のいう受理行為）したことを認めるか、その認否を明らかにせよ。

24 再届出の違い

被控訴人は、取り下げた後に届出した届出と控訴人が最初に出した届出は何が違うのかその違いを明らかにせよ。明らかにしない場合は、その理由を明らかにせよ。

25：402号室の届出

控訴人は402号室の届出の取り下げをしていないが、届出が収受され、届出の義務が完了していることを確認している。被控訴人は402号室の届出をどのような状態で保持しているのか明らかにせよ。できないその理由を明らかにせよ。